

平成29年 第2回臨時会

横 瀬 町 議 会 会 議 録

平成29年 5月18日

横 瀬 町 議 会

平成29年 横瀬町議会会議録
第2回臨時会

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
5月18日(木)	
○開 会	5
○開 議	5
○町長あいさつ	5
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○日程の追加	7
○議長の辞職について	8
○日程の追加	10
○議長の選挙	10
○議長就任のあいさつ	12
○日程の追加	13
○副議長の辞職について	13
○日程の追加	14
○副議長の選挙	14
○副議長就任のあいさつ	15
○前副議長退任のあいさつ	15
○日程の追加	16
○各常任委員会委員の選任	16
○日程の追加	17
○各常任委員会正副委員長の互選	17
○日程の追加	18
○議会運営委員会委員の選任	19
○日程の追加	19
○議会運営委員会正副委員長の互選	20
○日程の追加	20
○秩父広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙	21
○町長あいさつ	22
○議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	22

・議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町税条例等の一部を改正する条例）	
○議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	28
・議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	
○議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
・議案第35号 平成29年度横瀬町一般会計補正予算（第1号）	
○閉 会	37

○ 招 集 告 示

横瀬町告示第24号

平成29年第2回横瀬町議会臨時会を、次の事件につき、平成29年5月18日横瀬町役場に招集する。

平成29年5月11日

秩父郡横瀬町長 富 田 能 成

付議事件

- 1、専決処分の承認を求めることについて（横瀬町税条例等の一部を改正する条例）
- 1、専決処分の承認を求めることについて（横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 1、平成29年度横瀬町一般会計補正予算（第1号）

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	向	井	芳	文	議員	2番	黒	澤	克	久	議員		
3番	阿	左	美	健	司	議員	4番	宮	原	み	さ	子	議員
5番	浅	見	裕	彦	議員	6番	新	井	鼓	次	郎	議員	
7番	内	藤	純	夫	議員	8番	大	野	伸	惠	議員		
9番	若	林	想	一	郎	議員	10番	関	根		修	議員	
11番	小	泉	初	男	議員	12番	若	林	清	平	議員		

不応招議員（なし）

平成29年第2回横瀬町議会臨時会 第1日

平成29年5月18日（木曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、議長の辞職について

1、選挙第 1号 議長の選挙

1、副議長の辞職について

1、選挙第 2号 副議長の選挙

1、各常任委員会委員の選任

1、各常任委員会正副委員長の互選

1、議会運営委員会委員の選任

1、議会運営委員会正副委員長の互選

1、選挙第 3号 秩父広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙

1、議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町税条例等の一部を改正する条例）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第35号 平成29年度横瀬町一般会計補正予算（第1号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、閉 会

午前10時00分開会

出席議員（12名）

1番	向井芳文	議員	2番	黒澤克久	議員
3番	阿左美健司	議員	4番	宮原みさ子	議員
5番	浅見裕彦	議員	6番	新井鼓次郎	議員
7番	内藤純夫	議員	8番	大野伸惠	議員
9番	若林想一郎	議員	10番	関根修	議員
11番	小泉初男	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富田能成	町長	井上雅国	副町長
久保忠太郎	教育長	守屋敦夫	総務課長
赤岩利行	まち経営課長	大野洋	税務会計課長兼計者 課長兼計者 管理
大場玲子	いきいき町民課長	小泉明彦	健康づくり課長
浅見雅子	子育て支援課長	町田文利	振興課長
新井幸雄	建設課長	小泉智	教育次長

本会議に出席した事務局職員

富田芳夫	事務局長	平匡史	書記
------	------	-----	----

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○小泉初男議長 皆さん、おはようございます。

平成29年第2回横瀬町議会臨時会の招集に当たり、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。



◎開議の宣告

○小泉初男議長 直ちに本日の会議を開きます。



◎町長あいさつ

○小泉初男議長 町長のごあいさつをお願いいたします。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 皆さん、おはようございます。

今日は、横瀬町議会臨時会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しい中ご出席をいただき、まことにありがとうございます。開催に当たり一言あいさつを申し上げます。

若葉もえる季節となりました。寒暖差の激しい季節でもあります。皆様におかれましては、お体に十分ご自愛いただきたいと思っております。

さて、まずは昨年9月30日に運用を開始した官民連携プラットフォーム事業（通称よこらぼ）の進捗状況をお話しさせていただきます。4月末で運用開始から7カ月が経過いたしますが、当初想定を大幅に上回る28事業の提案がありまして、うち13事業の採択を決定させていただきました。採択事業の一部をご紹介しますと、T A B I C Aと申しまして、ソーシャルメディアを活用して、日帰り体験型ツアーの情報を提供する提案ですが、4月2日に開催した宇根の春祭りの体験参加ツアーを皮切りに事業が進んでおります。5月28日に開催を予定している寺坂棚田の田植え体験には50名の方から予約をいただいております。今後もソーシャルメディアを活用して、ツアー情報等の発信を行ってまいります。

次に、横瀬クリエイティビティークラスですが、この事業は、都内で活躍する若手クリエイターが、さまざまな角度から今後の横瀬町について考える町民交流型のクリエイティブソンを開催するものです。4月22日の土曜日及び23日の日曜日には、旧芦ヶ久保小学校で第1回目のクリエイティブソンを開催いたしました。都内において第一線で活躍中のクリエイターの方々の手弁当で横瀬町に来ていただき、非常にありがたい活気的な事業です。両日、延べ78名の方々が来場していただき中、「君たちが帰ってくるためのデザイン」をテーマに、クリエイターと中学生たちが課題の洗い出しや解決のアイデアを発表しました。

この2日間だけでも大変有意義な時間となりましたが、ありがたいことに、中学生や町の人との交流を通して共感し合ったクリエイターの皆さんが、今後も継続して関与していただけることになっていて、この先の展開が非常に期待される状況にあります。

また、これらの事業展開の様子は、NHKやフジテレビや新聞各紙でも取り上げていただいております、横瀬町のPRに大いに役立っているところであります。

また、あす19日からは、昨年10月によこらぼで採用を決定いたしましたスペースマーケットがスタートを予定しています。この事業は、町有資産の有効活用を目的に、役場庁舎等の空き時間帯のスペースを有償貸し出しするサービスで、その資産が生み出す果実を町の活性化にしっかりと結びつけていくことを目指しています。

よこらぼについては、ここまで順調にスタートが切れており、全国的に注目される町の看板事業に育ってきていることを実感しています。今後も皆様から忌憚のないご意見をお聞かせいただきながら、よりよい方向に進めてまいりたいと思っています。

次に、(仮称)花咲山についてです。4月9日には春の植樹イベントを開催いたしました。当日はあいにくの天候でしたが、議員の皆様を初め観光産業振興協会、町民及び企業の皆様のご協力のもと、総勢133名にご参加をいただき、盛大なる植樹イベントを行うことができました。改めて御礼を申し上げます。

また、4月17日には武蔵野美術大学との連携事業、「武甲山に見える高台に作る素敵な場所の提案」の提案作品の竣工式が行われ、学生デザインによる3作品を設置いたしました。時間がございましたらぜひ一度、花咲山から街並みを眺望していただきたいと思っております。

次に、省エネルギー対策に伴う公務能率の低下防止及び親しみやすい役場づくりを推進するため、本年も5月1日からクールビズを実施させていただいております。議員各位のご理解、ご協力をお願いいたします。

最後に、本臨時会にご提案申し上げました議案であります。専決処分承認を求めることについて2件、平成29年度一般会計補正予算1件であります。ご審議を賜りましてご議決いただきますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

○小泉初男議長 以上で町長のあいさつを終わります。



◎議事日程の報告

○小泉初男議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

ここで、執行部の人事異動に伴い、各管理職の紹介をしたい旨の申し入れがございました。これを許可したいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時08分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎会議録署名議員の指名

○小泉初男議長 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本臨時会の会議録署名議員の指名については、会議規則第114条の規定により、議長よりご指名申し上げます。

12番 若林清平 議員

10番 関根 修 議員

1番 向井芳文 議員

以上の3名の方をお願いいたします。



◎会期の決定

○小泉初男議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここでお諮りいたします。本臨時会の会期は、提案されました議案等を勘案いたしまして、本日1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時11分

〔議長、副議長と交代〕

○若林想一郎副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

○若林想一郎副議長 小泉初男議長から議長の辞職願が提出されています。

お諮りいたします。議長の辞職についてを日程を追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林想一郎副議長 異議なしと認めます。

よって、議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることを決定いたしました。



◎議長の辞職について

○若林想一郎副議長 追加日程第3、議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、11番、小泉初男議員の退場を求めます。

〔11番 小泉初男議員退場〕

○若林想一郎副議長 事務局長をして辞職願を朗読いたさせます。

○富田芳夫事務局長 それでは、朗読させていただきます。

辞 職 願

このたび長年の慣例により議長の職を辞したいので、許可されるよう願います。

平成29年5月18日

横瀬町議会議長 小 泉 初 男

横瀬町議会副議長 若 林 想 一 郎 様

以上でございます。

○若林想一郎副議長 ここでお諮りをいたします。

小泉初男議長から提出されました議長辞職願の取り扱いについて発言を求めます。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今議長から、長年の慣例によりということでの辞職願でありました。このことについては、町の議会の議事録、それから昨年の全員協議会等を見ました。これは、平成24年5月の臨時議会 のときでありましたが、町田勇佐久議長が長年の慣例によりということであったときに、このときの副議長は、「議長といたしましては、まだ全員協議会でこの任期についてお諮りしたい」というふうな点の発言等が議事録に残っています。こういう点を受けて、私は昨年12月の全員協議会のときに、あえて提案と いうか皆さんの論議をお願いしたところでありました。自由な討議が少ないということで、ぜひ論議して もらいたいと。今まで議長、副議長の慣例的な点があったりするけれども、地方自治法では一応「任期4 年」ってありますと。「任期中、議長、副議長の短期交代の申し合わせを行うことは、法の趣旨に反する ので、厳に慎むべきである」と書いてあって、だけれども、ぜひ率直な意見のもとで進めていただきたい という提起をしたつもりでいます。これに対して、談合になるのではないかどうかという点でありました。 だけれども、率直な意見というのがなかなかなく、それから私も1年生議員ってなったときに、慣習でと

いうのは、こういう申し合わせ事項があります。ここで提起していいかわかりませんが、そういうことについては何らない中で、これが慣習だって。今回こういう話を全員協議会のときに提起したときに、どこからもその後についても、慣例だとかこういうのはありません、あります、こうだよというのも教えていただかなかった点があったりするの、私は今回出されたこの辞職願については、受理しないということで進めたほうがいいのではないかと思います。

以上です。

○若林想一郎副議長 ただいま5番、浅見裕彦議員からご意見がございましたが、他にご意見はございますでしょうか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 3番、阿左美健司です。今、浅見裕彦議員のほうから地方自治法を遵守するという旨の意見がありましたけれども、私も地方自治法は確かに認めます。ただ、単に議会ということではないのですけれども、今までのやり方が、ちゃんときちんと機能してきたのであれば、なるべく今までのやり方を踏襲したほうがいいと、大事にしたほうがいいと思っています。

また、我々横瀬町の議会についても、横瀬町議会の今までの過去の先輩議員の皆さんが長い間かけてつくってきた不文律と申しますか、そういったものがあります。また、不文律と申しますか、不文法的な慣例があります。今確かに成文法である地方自治法もありますが、地方自治法は国の法律だから、今後私たちが守れないところもありますが、我々横瀬町議員にとっては、今までのことを大事にしながら、さらに発展していければいいと思いますので、辞職を受け入れるべきだと思います。

○若林想一郎副議長 ただいま3番、阿左美健司議員からご意見がございましたが、他にご意見はございますでしょうか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 ただいま5番、浅見裕彦議員と、あと3番の阿左美健司議員からそれぞれお話がありました。私も長い間議会にお世話になってきて、こういったときに、やはり先輩諸氏がつくってきた慣例というものを重視しながら、私は一旦辞表を受理をいたしまして、再度選挙にて選び直す、そういうことが必要ではないかというふうに思っています。地方自治法の中では、確かに議員の任期ということでもありますけれども、この横瀬町がそれではそのようなことでずっと綿々と続いてきたかということ、そうでもないのです。1年であり2年であり、やはりそういった今までの流れをやっぱり大事にしていくということも、私は必要だというふうに思っています。

また、今後については、やはり議会の全員協議会で本当に十分時間をかけて意見を出しながら、今後の議会のあり方等については議論して、新しい形をつくることも必要だと思いますが、今日につきましては、私は一旦受理をいたしまして、再度議長選挙をやるべきだというふうに思っています。

以上です。

○若林想一郎副議長 ただいま5番、浅見裕彦議員、そして3番、阿左美健司議員、そして12番、若林清平議員とご意見いただきました。異議がございまして、議長辞職願の許可について採決をしたいと思いません。

この採決は起立によって行いたいと思います。

小泉初男議長の議長辞職を許可することに賛成の方は、ご起立をお願いしたいと思います。

〔起立多数〕

○若林想一郎副議長 賛成多数でございます。

よって、小泉初男議長の議長辞職を許可することに決定をいたしました。

11番、小泉初男議員の入場を求めます。

〔11番 小泉初男議員入場〕



◎日程の追加

○若林想一郎副議長 ただいま議長が欠員になりました。

お諮りいたします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林想一郎副議長 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。



◎議長の選挙

○若林想一郎副議長 追加日程第4……

〔何事か言う人あり〕

○若林想一郎副議長 7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 ありがとうございます。追加日程第4、選挙、これ載っているのですが、議長の辞職を認めない場合もございますし、推薦の場合もございますので、選挙第1号ともう最初からうたっているのは、ちょっとまずいのではないかと思います。その点どうでしょう。

○若林想一郎副議長 それでは、ただいま7番、内藤純夫議員より投票と推薦があるというお話もございました。

〔「辞職を認めない場合もある」と言う人あり〕

○若林想一郎副議長 辞職は認めたと……

〔「この議事日程がまずいんじゃないか」と言う人あり〕

○若林想一郎副議長 それについて。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 臨時会で追加日程で議長の辞職を認めたり、あるいは追加日程で議長選挙をやる、この日程表はなく、その都度その都度進めたと思います。これは参考までにこういうふうに出したのだと

思いますけれども、これは本来は不要のものだというふうに私自身は思っていますけれども、一応は今議長の辞職が決まりました。それで、次に日程を追加して議長選挙ということで進めていただければと思います。多分これは、早く言えばミスプリントの関係になると思いますので、その点を皆さんに承知してもらってください。

○若林想一郎副議長 ただいま12番、若林清平議員よりご指摘をいただきました。私もなれないものですから、ここへ来て原稿ばかり読んでいましたので、その辺については、お許しをいただきたいと思います。

それでは、追加日程第4、選挙第1号 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、投票による方法と、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選による方法がございますが、どちらの方法がよろしいか発言を求めます。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 投票でお願いします。

○若林想一郎副議長 ただいま3番、阿左美健司議員から投票でお願いしたいという発言がございました。よって、選挙の方法は投票で行います。

これより議長の選挙を行います。

会議規則第26条の規定により、議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○若林想一郎副議長 ただいまの出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第30条第2項の規定により、議長より指名をいたします。

10番 関根 修 議員

7番 内藤 純夫 議員

2番 黒澤 克久 議員

以上3名を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名でございます。

〔投票用紙配付〕

○若林想一郎副議長 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎副議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○若林想一郎副議長 投票箱の点検をいたしました。異状なしと認めます。

これより投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

○若林想一郎副議長 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林想一郎副議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

関根修議員、内藤純夫議員、黒澤克久議員、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○若林想一郎副議長 選挙の結果を報告をいたします。

投票総数 12票

投票総数のうち

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票のうち

小 泉 初 男 議員 7票

新 井 鼓次郎 議員 5票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、7票を獲得した小泉初男議員が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○若林想一郎副議長 ただいま議長に当選されました小泉初男議員が議長におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。



◎議長就任のあいさつ

○若林想一郎副議長 ただいま議長に当選されました小泉初男議員に議長就任のごあいさつをお願いいたします。

11番、小泉初男議員。

○11番 小泉初男議員 一言御礼のごあいさつを申し上げます。

ただいま議長職ということで、皆さん方からご信任をいただきまして、当選をさせていただきましてまことにありがとうございます。私もかねがね痛感しているわけですが、私もまだまだ未熟者でございますので、議員の皆様方とご指導をいただきながら、よりよいまちづくりをしたい、町民の皆様方の役に立つ仕事をしたいというふうに日々考えているわけですが、それには皆様方のご協力なしでは何もできないわけですが、これからも私もまだまだ未熟者で何もわかりませんが、皆様方のご指導をいただきながら、議長職を全うしていきたいと思っておりますので、ぜひともよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますけれども、就任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○若林想一郎副議長 議長就任のあいさつを終わります。

議員各位のご協力によりまして、無事に議長の選出ができました。ありがとうございました。

それでは、小泉初男議員、議長席へお願いいたします。

〔小泉初男議長、議長席に着く〕

○小泉初男議長 お許しをいただきまして、議長席に着かせていただきます。

会議を続行いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時40分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎日程の追加

○小泉初男議長 若林想一郎副議長から副議長の辞職願が提出されています。

お諮りいたします。副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第5とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◇

◎副議長の辞職について

○小泉初男議長 追加日程第5、副議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、9番、若林想一郎議員の退場を求めます。

〔9番 若林想一郎議員退場〕

○小泉初男議長 事務局長をして辞職願を朗読いたさせます。

○富田芳夫事務局長 それでは、朗読をさせていただきます。

辞 職 願

このたび一身上の都合により副議長の職を辞したいので、許可されるよう願います。

平成29年5月18日

横瀬町議会議長 小 泉 初 男 様

以上でございます。

○小泉初男議長 ここでお諮りいたします。

副議長より提出されました副議長辞職願の取り扱いについて発言を求めます。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 本人の願いどおりにしたほうがよろしいと思います。

○小泉初男議長 お諮りいたします。

ただいまの発言にありましたように、若林想一郎副議長の副議長辞職を願いどおり許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、若林想一郎副議長の副議長辞職を許可することに決定いたしました。

9番、若林想一郎議員の入場を求めます。

〔9番 若林想一郎議員入場〕

◇

◎日程の追加

○小泉初男議長 ただいま副議長が欠員になりました。

お諮りいたします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第6とし、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第6として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

◇

◎副議長の選挙

○小泉初男議長 追加日程第6、選挙第2号 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、投票による方法と地方自治法第118条第2項の規定による指名推選による方法がございますが、どちらの方法がよろしいか、発言を求めます。

7番、内藤純夫議員

○7番 内藤純夫議員 副議長さん、大変ご苦労さまでした。新しい副議長には大野伸恵先生という適任者がおりますので、議員全員の推薦をもって副議長になっていただけるようお願いいたします。

○小泉初男議長 7番、内藤純夫議員より指名推選の方法をお願いしたいと発言がございました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

それでは、どなたかをご指名願います。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 それでは、改めまして大野伸恵議員を推薦いたします。

○小泉初男議長 ただいま7番、内藤純夫議員から、8番、大野伸恵議員を副議長にとの発言がございました。8番、大野伸恵議員を副議長選挙の当選人と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

したがいまして、8番、大野伸恵議員が副議長に当選されました。

本議場に8番、大野伸恵議員がおりますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◇

◎副議長就任のあいさつ

○小泉初男議長 ただいま副議長に当選されました大野伸恵議員に副議長就任のごあいさつをお願いいたします。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ただいまは議員全員の皆様のご推薦をいただき、本当に感謝申し上げます。この感謝の気持ちとこの重責を胸に、横瀬町、地方自治体というものは、住民の福祉の向上が第一であります。議員各位の皆様のお一人一人の本当にご協力を切にお願いいたしまして、副議長の職を務めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 副議長就任のあいさつを終わります。

議員各位のご協力によりまして、無事に副議長の選出ができました。ありがとうございました。

◇

◎前副議長退任のあいさつ

○小泉初男議長 それでは、ここで今まで議会運営にご尽力をいただきました前副議長、若林想一郎議員に副議長退任のごあいさつを承りたいと思います。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 副議長を退任するに当たり、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

皆様方のご推挙により副議長の重責につかさせていただき、小泉初男議長のもと公平公正な議会運営に

努めてまいりました。議長を初め先輩、同僚議員並びに町長を初め執行部の方々の温かいご指導、ご協力を賜りまして、この重責を果たすことができました。

終わりに、衷心より厚く御礼申し上げまして、簡単ではございますが、副議長退任のごあいさつといたします。ありがとうございました。

○小泉初男議長 以上で副議長退任のあいさつを終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時11分

○小泉初男議長 再開いたします。

◇

◎日程の追加

○小泉初男議長 ここでお諮りいたします。

各常任委員会委員の任期については、横瀬町議会委員会条例第3条第1項に2年と規定されており、平成29年5月10日で任期満了となっております。各常任委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第7として日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第7として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◇

◎各常任委員会委員の選任

○小泉初男議長 追加日程第7、各常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員の選任については、横瀬町議会委員会条例第7条第1項により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、事務局長立ち会いのもとに副議長と相談の上で選考し、ご指名申し上げたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時17分

○小泉初男議長 引き続き会議を再開いたします。

各常任委員会委員の選任でございますが、議長よりご指名申し上げます。
事務局長をして発表いただきます。

○富田芳夫事務局長 それでは、総務文教厚生常任委員会委員のほうから発表させていただきます。

1番 向井芳文議員 4番 宮原みさ子議員
5番 浅見裕彦議員 9番 若林想一郎議員
11番 小泉初男議員 12番 若林清平議員
続きまして、産業建設常任委員会委員を発表いたします。

2番 黒澤克久議員 3番 阿左美健司議員
6番 新井鼓次郎議員 7番 内藤純夫議員
8番 大野伸恵議員 10番 関根修議員
以上でございます。

○小泉初男議長 事務局長の発表を終わります。

ただいまの発表のとおり各常任委員会委員を決定したいと思います。ご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員の選任については、先ほどの発表のとおり決定いたしました。

◇

◎日程の追加

○小泉初男議長 ここでお諮りいたします。

各常任委員会正副委員長の互選についてを日程に追加し、追加日程第8として日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会正副委員長の互選についてを日程に追加し、追加日程第8として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◇

◎各常任委員会正副委員長の互選

○小泉初男議長 追加日程第8、各常任委員会正副委員長の互選についてを議題といたします。

委員会条例第8条第1項及び第2項の規定に基づきまして、各常任委員会ごとに委員長並びに副委員長の互選をお願いいたします。

なお、総務文教厚生常任委員会は301会議室、産業建設常任委員会は第1委員会室に移動し、互選をお願いいたします。

互選をしていただく間、休憩をとります。

暫時休憩といたします。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時25分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会正副委員長の互選結果について事務局長に発表いただきます。

○富田芳夫事務局長 それでは、事務局より発表させていただきます。

総務文教厚生常任委員会委員長 5番 浅見 裕彦 議員

副委員長 4番 宮原 みさ子 議員

産業建設常任委員会委員長 3番 阿左美 健司 議員

副委員長 2番 黒澤 克久 議員

以上でございます。

○小泉初男議長 事務局長の発表を終わります。

ただいま事務局長をして発表いたしましたとおりが了承いただきたいと思います。



◎日程の追加

○小泉初男議長 ここでお諮りいたします。

議会運営委員会委員の任期は、横瀬町議会委員会条例第5条第3項の規定により常任委員の任期を準用することとなり、平成29年5月10日で任期が満了となっております。

議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第9として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第9として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。



◎議会運営委員会委員の選任

○小泉初男議長 追加日程第9、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、横瀬町議会委員会条例第7条第1項により、議長が会議に諮って指名することになっております。

つきましては、事務局長立ち会いのもとに副議長と相談の上で選考し、ご指名申し上げたいと思います。暫時休憩いたします。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時28分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会委員について議長よりご指名申し上げます。

事務局長をして発表いただきます。

○富田芳夫事務局長 それでは、事務局より発表させていただきます。

議会運営委員会委員、

4番 宮原みさ子 議員 5番 浅見裕彦 議員

6番 新井鼓次郎 議員 7番 内藤純夫 議員

10番 関根修 議員 12番 若林清平 議員

以上でございます。

○小泉初男議長 事務局長の発表を終わります。

ただいまの発表のとおり議会運営委員会委員を決定したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員の選任については、先ほどの発表のとおり決定いたしました。



◎日程の追加

○小泉初男議長 ここでお諮りいたします。

議会運営委員会正副委員長の互選についてを日程に追加し、追加日程第10として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会正副委員長の互選についてを日程に追加し、追加日程第10として日程の順序を

変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。



◎議会運営委員会正副委員長の互選

○小泉初男議長 追加日程第10、議会運営委員会正副委員長の互選についてを議題といたします。

委員会条例第8条第1項並びに第2項の規定に基づきまして、正副委員長の互選をお願いいたします。

なお、互選に際しましては、第1委員会室をご利用いただきたいと思います。

互選をしていただく間、休憩をとります。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時33分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会正副委員長の互選結果について、事務局長より発表いただきます。

○富田芳夫事務局長 それでは、事務局より発表させていただきます。

議会運営委員会委員長 7番 内藤 純 夫 議員

副委員長 4番 宮 原 みさ子 議員

以上でございます。

○小泉初男議長 事務局長の発表を終わります。

ただいまの発表のとおりご了承いただきたいと思います。



◎日程の追加

○小泉初男議長 ここで申し上げます。

秩父広域市町村圏組合議会議員の大野伸恵議員並びに内藤純夫議員の辞職願が組合議会議長、副議長に提出され、両議員の辞職が許可されております。したがって、横瀬町選出の組合議会議員に2名の欠員が生じております。

お諮りいたします。この際、秩父広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙を日程に追加し、追加日程第11として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、秩父広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙を日程に追加し、追加日程第11として日程の順序を

変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。



◎秩父広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙

○小泉初男議長 追加日程第11、選挙第3号 秩父広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、投票による方法と地方自治法第118条第2項の規定による指名推選による方法がございますが、どちらの方法がよろしいか、発言を求めます。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 広域の議員でございますが、当議会にも若林想一郎議員と新井鼓次郎議員と適任者が2人おられますので、議員全員の推薦をもって広域に送りたいと思います。賛同をよろしく願います。

以上です。

○小泉初男議長 ただいま7番、内藤純夫議員から指名推選でお願いしたいという発言がございました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行います。

お諮りいたします。指名の方法については、議長より指名することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名することに決定いたしました。

秩父広域市町村圏組合議会議員に、6番、新井鼓次郎議員、9番、若林想一郎議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長より指名いたしました6番、新井鼓次郎議員、9番、若林想一郎議員を秩父広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、6番、新井鼓次郎議員、9番、若林想一郎議員が秩父広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

本議場に当選人がおりますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

それでは、ここで当選されましたお二人のごあいさつをお願いいたします。

6番、新井鼓次郎議員、お願いいたします。

○6番 新井鼓次郎議員 6番、新井でございます。このたびは広域の選出議員ということでご推挙いただきまして、まことにありがとうございます。内藤先生、それから大野先生、先にやられておられまして、広域の問題大分整理されてきております。一部水道の問題が若干残っているかと思っておりますが、皆様のご意

見を聞きまして、よりよい行政に協力できればと考えております。皆様のご指導を頂戴いたしまして、一生懸命努めますので、よろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 6番、新井鼓次郎議員のあいさつを終わります。

次に、9番、若林想一郎議員にお願いいたします。

○9番 若林想一郎議員 ただいま皆様より内藤議員から力強い発言をいただきまして、推薦をいただきました。新井議員と同様、一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○小泉初男議長 9番、若林想一郎議員のあいさつを終わります。



◎町長あいさつ

○小泉初男議長 ここで議案の審議に入る前に、町長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 ただいま議長、副議長を初め、常任委員会等の構成が決定され、新しい議会の体制が整いましたことを心からお喜び申し上げます。新体制のもと、積極的な議会活動が展開されるものとご期待を申し上げます。

退任をなされました若林前副議長におかれましては、その手腕を遺憾なく発揮され、円滑な議会運営にご尽力いただきましたこと、御礼を申し上げたいと思っております。

また、再任されました小泉議長、新たに就任されました大野副議長におかれましては、町民からの信望も厚く、常日ごろから町政発展のためにご活躍をされておる方でございます。今後の議会運営にお力を十分発揮されますことを心からご期待申し上げますとともに、横瀬町の発展のため一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。

○小泉初男議長 以上で町長のあいさつを終わります。



◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第12、議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第12、議案第33号 専決処分の承認を求めることについてであります

が、地方税法等の一部を改正する法律等が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に横瀬町税条例を改正する必要が生じ、平成29年3月31日、横瀬町税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

税務会計課長。

〔大野 洋税務会計課長兼会計管理者登壇〕

○大野 洋税務会計課長兼会計管理者 議案第33号の細部説明をさせていただきます。新旧対照表及び本日配付させていただきました資料を参考にごらんいただければと思います。

初めに、本則による改正といたしまして、第33条は、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額にかかわる所得について、提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定することができる規定を改正するものでございます。

第34条の9は、第33条の改正に伴う字句等の整備でございます。

第48条並びに第50条は、法人住民税の延滞金の計算期間に係る規定の字句等の整備でございます。

第61条は、災害に関する特例規定の改正でございます。震災等により滅失し、または損壊した償却資産にかわるものとして、震災等の発生した日の属する年の翌年の3月31日から起算して4年を経過する日までに取得され、または改良された償却資産については、固定資産税の課税標準を取得または改良から4年度間は、その価格の2分の1とする規定でございます。

第61条の2は、児童福祉法の規定する家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業者内保育事業に係る家屋及び償却資産について、わがまち特例による割合を定める規定でございます。町で定めた割合は、それぞれ2分の1としております。

第63条の2は、居住用超高層建築物に係る税額の案分方法について、現行の区分所要に係る家屋と同様に、区分所有者全員の協議による補正方法の申し出ができる規定の改正でございます。

第63条の3は、区分所有に係る家屋の敷地の用に供されている土地等が被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り、所有者の申し出により従前の共有土地に係る税額の案分方法と同様の取り扱いを受けることができる規定の整備でございます。

第72条の2は、被災住宅用地について、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り特例を適用する規定の整備でございます。

附則第5条は、改正に伴い控除対象配偶者の定義の変更により名称変更する規定の整備でございます。

附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長する規定の改正でございます。

附則第10条は、改正に伴う引用条文の整備でございます。

附則第10条の2は、改正に伴う引用条文を整備し、第10項におきまして政府の補助を受けた者が児童福祉法に規定する事業所内保育事業に係る業務を目的とする施設のうち、当該政府の補助に係るものの用に供する一定の固定資産について、また第11項におきまして、都市緑地法に規定する認定計画に基づき設置

する一定の市民緑地の用に供する土地の固定資産税について、それぞれわがまち特定による割合を規定する改正でございます。町で定める割合は、第10項においては2分の1、第11項においては3分の2でございます。

附則第10条の3は、改正に伴う引用条文を整理し、第9項におきまして特定耐震基準適合住宅、第10項におきまして特定熱損失防止改修住宅等について固定資産税の減額を受けようとする場合に提出する申告書の規定を追加するものでございます。

附則第16条は、第5項から第7項におきまして、軽自動車税のグリーン化特例、軽減する特例でございますが、適用基準を引き上げた上で2年間延長する規定の改正でございます。

附則第16条の2は、グリーン化特例による減税対象車に係る軽自動車税について、不足額が生じた原因が偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認可等を受けたことを事由として、国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときは、当該認定等の申請をした者、またはその一般継承人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定を適用する規定を新たに整備するものでございます。

附則第16条の3は、上場株式等に係る配当所得等について、提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定することができる規定の改正でございます。

附則第17条の2は、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長する規定及び改正に伴う引用する条文等の整備でございます。

附則第20条の2は、特例適用配当等に係る所得、附則第20条の3は、条例適用配当等に係る所得について、それぞれ提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定することができる規定の改正でございます。

続きまして、附則の説明でございます。附則第1条は、施行期日の規定でございます。施行期日は、平成29年4月1日でございます。個人住民税の所得割の非課税の適用等に関する改正規定の施行期日は、平成31年1月1日。附則5条による一部改正規定の施行期日は、平成31年10月1日となっております。

第2条は、町民税に関する経過措置の規定でございます。別段の定めのないものは、平成29年度以降の年度分の町民税に適用するというものでございます。法人住民税の延滞金の規定については、平成29年1月1日以降に納期限が到来する法人住民税に適用するものでございます。

第3条は、固定資産税に関する経過措置でございます。こちらも平成29年度以降の年度分の固定資産税に適用するものでございます。震災等に係る課税標準の特例規定については、平成28年4月1日以降に発生した震災等に対して課する平成29年度以降の年度分の固定資産税に適用するというものでございます。また、児童福祉法に規定する保育事業に関する課税標準の特例については、平成30年度以降の年度分の固定資産税に適用するというものでございます。

第4条は、軽自動車税に関する経過措置でございます。こちらも平成29年度以降の年度分の軽自動車に適用するものでございます。平成28年度分までの軽自動車税について、不足が生じた原因が、当該不足に係る3輪以上の軽自動車の所得者以外の者、第三者といいますが、にあるときは、当該第三者に対して当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、申し出た場合は、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る所有者とみなして、軽自動車税に関する規定を適用する

ものでございます。

第5条は、附則による一部改正でございます。平成26年条例第14号の附則第5条の規定中、現行の軽自動車税を種別割に名称変更し、変更に伴う引用条文及び表を改正するものでございます。

第6条も附則による一部改正でございます。平成28年条例第15号の第2条の改正規定部分を施行期日に合わせて改めるものでございます。

平成26年条例第14号附則第5条の規定と申しますのは、平成27年3月31日以前に初めて登録された3輪以上の軽自動車の税率を定めているものでございます。附則第16条第1項の規定は、初回番号指定から13年を経過した3輪以上の軽自動車について重課する規定でございます。平成28年条例第15号、こちらは平成28年3月の条例でございますが、こちらにおきまして、附則第5条の規定を環境性能割の導入に伴い種別割に名称変更し、引用条項及び表の改正をいたしました。しかしながら、その後消費税10%引き上げ時期が延長されたことに伴いまして、同改正条例の一部改正を平成29年3月に行いました。そこで、施行期日を平成31年10月1日としたところでございます。今回、附則第16条の改正が平成29年4月1日に施行されるということになりましたので、これに対応して附則第6条による改正、これは資料でお配りしました新旧対照表の28ページのほうでございますが、この附則第6条の改正におきまして、平成26年条例第14号の附則第5条の規定中、軽自動車税を種別割に名称変更し、引用条項及び表の改正部分を平成31年10月1日施行から除外する改正を行っております。附則第5条の改正によりまして、これは資料新旧対照表26ページのものでございますが、こちらの改正におきまして、平成26年条例第14号の附則第5条の規定中、軽自動車税を種別割に名称変更し、引用条項及び表を改め、施行期日を平成31年10月1日に改正するというものでございます。

以上で説明を終了いたします。

○小泉初男議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 なかなかこの横瀬町税条例の一部を改正する条例、新旧対照表とそれからこの議案をいただいて、きょう説明の上、資料をいただきました。かえってわからなくなってしまうような気がするのですが、1つは、いつも言っている専決処分点であります。この専決処分を求めるにつきましては、法改正が3月31日に公布されたことに伴って、4月1日施行するということでの専決処分であります。これについての起案日時、決裁がいつであったか。それから、4月1日に施行しなければならないという、こういう判断をしたところの点について説明をいただきたいと思っております。

それから、中身によってですが、これは新旧対照表の中にします。1つは、3ページ、8ページにということで、先ほどの説明の中では、字句の修正ということで言葉がありました。第3項の中で、48条、5条の中で。これは、「によって」が「により」、「において」は「には」、「あん分」の「あん」が、平仮名が漢字になる、こういう点がありました。これは、国がやったからこのとおり行くのだから、あるいは町としての判断はどうかという点を伺いたいと思っております。

2番目に、これは新旧対照表の11ページにあります。附則の第5条の中で、「同一生計配偶者」という言葉になっています。私は、今まで「控除対象配偶者」という言葉は、自分なりに理解してきたので

すが、この同一生計配偶者と控除対象配偶者、この使い方の言葉の違いについてが2点目であります。

3番目ですが、先ほど説明ありました、これは5番とそれから12番ですか、ここでのわがまち特例による割合を定めるということで読みました。それで、これが61条の2、それから13ページですか、それぞれに該当するところのわがまち特例の中身だと思えます。これで、町として国が示された範疇の中で、独自にこれはこういうふうに考えて示したところがどこなのか。これは、新旧13ページであります、第10条の第10にあった附則の15条第40項、これは4分の3であったのが、今度はものが変わって、44項あるいは45項で3分の2、2分の1となったところ、これについての町の判断がどうであったかという点であります。

それともう一点、ページ18で、こちらのほうでの説明をお願いしたいと思います。これは、18ページ、19ページにわたる軽自動車税の税率の特例の関係で、第16条第5項、6項、7項、それぞれこれはどういう自動車が該当するかについての説明をお願いしたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

税務会計課長。

○大野 洋税務会計課長兼会計管理者 ご質問にお答えさせていただきます。

まず、専決についてということでございますが、こちら地方税法等の改正に伴い、遅滞なく町条例との整合性を図り、平成29年度以降の課税に支障を生じないようにするため、緊急に町条例の改正を行ったものでございます。今回は、地方税法等の改正が平成29年3月27日に成立をいたしまして、平成29年3月31日に公布され、平成29年4月1日施行されたということでございます。この時間的な流れにつきまして、議会に諮るいとまがなかったということで、専決をさせていただいたものでございます。今回の改正につきましては、県より3月29日に、3月31日に公布される予定であるという旨の情報提供をいただきました。さらに、3月31日の午前10時過ぎに実際公布されましたよというふうな情報提供をいただきました。

決裁につきましては、決裁に付する改正案を事前に回付いたしまして、それぞれの確認をしていただいた上で、公布されたということが確認できた時点で起案書の決裁を受け、3月31日に告示いたしました。起案書の起案日については、今の時間的経過から、3月29日起案の、決裁日は3月31日でございます。この起案書の行く前に、事前に内容は確認していただいているということでございます。

それから、2点目の「よって」を「より」に等の文言の関係でございますが、こちらにつきましては上位法の表記、ここでいいますと地方税法になるかと思えますが、その表記に合わせるというふうなことでございます。上位法が変わればその上位法と同じ表記に改正していくということでございます。条例内の全ての文言を一度に改められればよろしいのかと思うのですが、通常は該当する条項の改正があったときに、あわせて順次改正していくというふうな方式をとっているようでございます。

それからあと、同一世帯の関係でございますが、こちらも改正に伴いまして控除対象配偶者の定義が変わりました。同一生計配偶者は、所得が38万円以下の配偶者ということに改められました。従前よりありました控除対象配偶者といいますのは、今言った同一生計配偶者で所得が1,000万円以下の居住者の配偶者というふうな定義に変更になり、文言を変更したものでございます。

わがまち特例の関係でございますが、今ご指摘のように、今回の改正では第61条の2と附則第10条の2

に、このわがまち特例の適用の改正がございます。第61条の2につきましての地方税法の規定の概要を申し上げますと、保育事業に係る施設の用に供する固定資産税について、課税標準をその価格に2分の1を参酌して3分の1以上、3分の2以下の範囲において、市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とするというものでございます。したがって、町では今言った2分の1、あるいは3分の1から3分の2の範囲内で町で決めていいですよということでございます。町でこれを2分の1としたわけでございますが、考え方としましては、参酌する率を標準的な率といたしまして、他の市町村におきましても通常この参酌する率を採用しております。この参酌率を標準的な率といたしまして、今回2分の1とさせていただいたものでございます。

それから、附則10条の2につきましても、こちら地方税法の概要で申しますと、10項の規定につきましては、政府の補助を受けた事業所内補助事業に係る施設の用に供する一定の固定資産税の課税標準をその2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において、市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とするというものでございます。

また、第11項につきましては、土地緑地法に規定する認定計画に基づき設置する一定の市民緑地の用に供する固定資産税の課税標準をその価格に、こちらは3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において、市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とするというものでございます。こちらともいわゆる参酌する率を標準的な率と考えまして、それぞれ2分の1、それと3分の2にさせていただいたということでございます。

あと、新旧対照表の13ページで40項のことにに関して質問ございました。40項については、これはフロン機器に関する機器の特例を定めるもので、今回これが削除ということになっております。ですので、これは削除規定で、これが10項11項等の44項や45項に変わったということではございません。

あと、軽自動車税の関係でございますが、町条例の附則16条の5項につきましての内容は、該当するものは電気自動車、それから天然ガス自動車でございます。こちらは、75%を軽減するという規定でございます。

6項の規定は、ガソリン車におきまして、エネルギー消費効率が、2020年度基準エネルギー消費率プラス30%の達成車のうち、窒素化合物排出量が平成17年排出ガス基準75%低減達成車、または平成30年排ガス基準50%低減達成車の場合には50%を軽減するという規定でございます。

また、7項につきましては、今の基準の中で、2020年度基準プラス10%達成車のうち、先ほどの窒素化合物の排気量について、平成17年度排出ガス基準75%低減達成車、または平成30年排出ガス基準50%低減達成車については、25%を軽減しますという規定でございます。これをそれぞれ2年間延長するという規定の内容でございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 2点ほど、済みません、もう一回お願いします。

1つは、言葉の定義として控除対象配偶者、同一世帯にいる1,000万円以下の居住者をという言葉の定義が変わったと私聞いたので、間違っていたらそうではないよということだけで言っただけならばと思いま

す。

それから、もう一点の町で考える範囲の言葉としての「参酌率」という言葉を使ったのですが、ちょっとその「参酌率」、こういう字でこういうふうに書いてというのをもう一度教えていただきたいと思いますので、済みません、私の不勉強なので、よろしくお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

税務会計課長。

○大野 洋税務会計課長兼会計管理者 まず、控除対象配偶者の関係ですが、それは議員さんおっしゃられたとおり、税金を納める方がとる配偶者控除だと思いますので、その配偶者が38万円以下であれば、今度はこの同一生計配偶者ということで、その配偶者をとる、実際に納めるほうの側の方、これが居住者ですが、その方の配偶者が38万円以下で、自分自身が1,000万円以下である場合の配偶者を控除対象配偶者というということでございます。

「参酌」という字は、「さん」は参加する「参」です。参議院とかの「参」です。「しゃく」は、酌量の「酌」です。お酒の「酉」というのですか、さんずいがないものの右側が「勺」という。考慮してというのでしょうか、2分の1を考慮してというような意味合いかなというふうに。

○小泉初男議長 後で、辞書でも引いてやっていただいて、それでよろしいですか。

○大野 洋税務会計課長兼会計管理者 以上でございます。

○小泉初男議長 再三質問ございますか。よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ、質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第12、議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町税条例等の一部を改正する条例）は、これを原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第33号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第13、議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第13、議案第34号 専決処分承認を求めることについてであります。地方税法等の一部を改正する法律等が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に横瀬町国民健康保険税条例を改正する必要が生じ、平成29年3月31日、横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より補足説明をいたさせます。

税務会計課長。

〔大野 洋税務会計課長兼会計管理者登壇〕

○大野 洋税務会計課長兼会計管理者 議案第34号、細部説明をさせていただきます。新旧対照表及び本日配付させていただきました資料を参考にごらんいただければと思います。

第21条につきまして、こちらは低所得者に対する保険税の軽減措置の対象となる軽減判定所得の基準の引き上げでございます。5割軽減基準額としまして「26万5,000円」を「27万円」に、2割軽減基準額「48万円」を「49万円」に改めるものでございます。

附則でございますが、施行期日は平成29年4月1日、改正後の規定は、平成29年度以降の年度分の国民健康保険税について適用する規定でございます。

以上で説明を終了いたします。

○小泉初男議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 ちょっと時間がお昼過ぎていますが、もうちょっとおつき合いをお願いします。

今説明された中と、それから新旧対照表をもとにですが、今回の改正によって5割減になった人の人数、世帯、あるいは2割減の人数、世帯、どうなるのかということと、それから影響額がどの程度というのが1点であります。

それから、もう一点であります。ここに計算式、基礎控除額等出ています。もうちょっとわかりやすくという点での説明をしていただければと思うのですが、例えば5割軽減をするのに夫婦2人と子供の世帯だということ、どのぐらいな所得。所得といういろいろな点があったりするので、一番わかりやすいのは、年収がこれだけの人が該当するのだよということを示していただければと思うのですが、5割軽減の例えば夫婦と子供2人の家庭はこのぐらい、2割軽減の家庭については夫婦と子供2人の場合は、このぐらいの人が該当するのですよというのが示していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

税務会計課長。

○大野 洋税務会計課長兼会計管理者 お答えさせていただきます。

まず、対象となる世帯、それから被保険者数ですが、まず5割軽減世帯は187件で、改正前に比べまして5件の増となります。それから、被保険者数は360人で8人増。それから、2割軽減世帯につきましては167件で5件増、被保険者数につきましては330人で12人増という、これは今現在での試算の数字でございます。全体の影響額としましては、いわゆる世帯数が10件ふえて被保険者数が20人増加したということで、合わせまして16万6,612円の試算額で、その額が税としては軽減されるということでございます。

それからあと、その例えば4人世帯の場合でどうかということなのですが、4人世帯の5割軽減に該当する所得額というものと33万円以上141万円以下の方、その間に入る方は5割軽減になるかと思えます。年収ということなのですが、この基準が所得ですので、あくまで所得で見ていくということにならざるを得ないので、年収から所得にする計算が、給与所得者であったり、また年金所得者であったりする、個々にちょっと事情が変わる場合もありますので、一概にちょっと言い切れないのですが、年収のほうがわかりやすいということだと思いますので、こういったことについては、収入でモデルケース、条件はちゃんと設定したモデルケースで皆さんにお知らせするような形を、例えばホームページ等とかでとっていきたいと思えます。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ、質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第13、議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、これを原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。



◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第14、議案第35号 平成29年度横瀬町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第14、議案第35号 平成29年度横瀬町一般会計補正予算（第1号）がありますが、その概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算について行うもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ416万円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ34億416万円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして担当課長より細部について説明をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時 19分

再開 午後 零時 22分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際は、ページ数をお示しください。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 これは、3月の予算議会の中でも説明がありまして、今まち経営課長が言ったようにタブレットがということでありました。この中で、質問を4つお願いします。

1つは、今回のIoTサービス創出支援事業配分金とあります。そもそものこのIoTサービス創出支援事業というのは、どういうものなのかについての説明を1つお願いします。

それから、2番目でありまして、当初予算、これは331万6,000円だったと思いますが、今回が186万6,000円をやって、小学校、中学校一緒であります、学校ICT整備運営事業というのは、500万2,000円の総事業になると思います。これに対して予算のもとというか国庫補助というか、今のサービス創出支援事業から416万円来ますと。そうすると、この事業の中で何を町としてこの支援事業の中にどれを予算との関係が入ってくるかの点なのですが、何でこれがこうもなったのだから、これだけの費用がかかるので、その何割だからこれになったのだから、あるいはこの創出支援事業の中で町に416万円来ますというのが、どういう根拠で来たのかというのが2点目であります。

それから、3点目でありまして、事業報告はどのように行うのかという点であります。このIoTサービス創出支援事業の配分金を受けて町としてはお金を使うので、その報告を返さなくてはいけないだろうって、それはどういう形で行うのかが3点目であります。

4点目ですが、よこらぼとの関係で、今まち経営課長のほうから説明ありました。3月というか、よこらぼのほうだということ提案8の中にあつた横瀬MORI共育プロジェクトの中での提案者の赤井友美さんが、今回の中の社団法人子供教育創造機構の理事をやっているということでのつながりという話であつた

と思いますが、このよこらぼとこの学校 I C T 整備運営事業との関連については、どういうことなのかについての説明をお願いしたいです。

以上です。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

○小泉 智教育次長 ただいまのご質問に答弁させていただきます。私のほうから 1 番、2 番、3 番について回答させていただきます。

まず、1 番でございますが、I O T サービス創出支援事業とはということでございますが、情報通信審議会の I O T ビッグデータ時代に向けた新たな情報通信政策のあり方について、第 2 次中間答申において提言されたデータ利活用を促進するモデルを構築するとともに、必要なルールの明確化を行うことを目的とした事業であるということでございます。具体的には、地方公共団体、大学、ユーザー企業から成る地域の主体が、生活に身近な分野における I O T サービスの実証事業に取り組み、克服すべき課題を特定し、その解決に資するリファレンスモデルを構築するとともに、データ利活用の促進等に必要なルールの整備につなげるために行う実証事業ということでございます。

続きまして、2 番の分配金の関係でございますが、トータル 500 万 2,000 円のうちですが、対象経費といたしましては、5 月から 1 月における通信費、借上料、使用料、消耗品の部分についてが、この 410 万円という数字になっております。

3 番の事業報告についてでございます。この実証事業につきましては、実施し、地域のデータを活用し、教育における指導案、あるいは事業の風景の記録、またもう一つの地方公共団体であります南小国町との情報の共有、これをもって終了となる形でございまして、データを利用した事業を行うことが、もうそのものが成果ということでございます。

私のほうからは以上でございます。

○小泉初男議長 まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長 それでは、私のほうからは、4 番目のよこらぼ事業の M O R I 共有プロジェクトとの関連ということでございます。今回のこの学校 I C T 事業につきましては、一般社団法人の子供教育創造機構が、全国の小規模自治体ネットワークというものと、また国立の高等専門学校のネットワークというものをあわせて、この一般社団法人の中心となりまして、その事業を展開しております。さきの M O R I 共有プロジェクトにつきましても、この一般社団法人子供教育創造機構、同じ社団法人が横瀬の中の森を活用して慶應義塾大学、そしてそのほかにも民間団体も含めて、3 者が協力し合って行う事業でございまして、この一般社団法人がそのどちらにも含まれていて、よこらぼのほうの提案者の代表という扱いで、この 2 つの事業提案をいただいているところでございます。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5 番、浅見裕彦議員。

○5 番 浅見裕彦議員 よこらぼとの関係で、この今課長言った情報提案というので、私もちょっと今よこらぼの事業報告とかどうかというのも見てきたつもりだったのですが、1 つはわかったのです、この M O

R I 共育プロジェクト。もう一個の提案というのはどの提案、よこらぼへの提案が、いつの報告でこの資料ということでありましたら、そこのところを教えてくださいたいと思います。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長 お答えいたします。

MOR I 共育プロジェクトについては、昨年12月のよこらぼ審査会でこの審査をさせていただきました。また、今回のICT事業につきましては、ことし1月の提案として、よこらぼ審査会で審査をさせていただきました。その内容につきまして、どちらも教育関係のものでございまして、教育委員会のほうにこの事業展開をお願いしておりまして、今回のICT教育の事業につきましての質問でございますが、今教育次長が申し上げた内容でございます。

以上です。

○小泉初男議長 再三質問ございますか。よろしいですか。

他に質疑ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 3番、阿左美健司です。たしか今年度3月の予算案の審議のときに、この小学校ICT事業のことは、詳細決定後に補正にかける答弁いただきまして、今回確かに補正にかかって計上がされるかと思えます。そのときに、3月議会で私ちょっと質問させていただいたのですけれども、同じ教育費のところ、グラウンドの土地購入に関しましても、3月の議会の予算案に土地賃借費の減額が盛り込まれていないということで質問させていただきました。そのときに、教育次長のほうから、土地購入後、減額補正で対応する。土地購入の契約後、月単位で賃借費が減るとの答弁をそのときいただいております。また、同じ3月の議会のときでも、新井鼓次郎議員が土地購入の経緯を求める質問のときにしていただいた回答でも、予想された質問に対する準備された模範回答というような答弁がありまして、私の感じたのは、そのときに既にもう土地購入の契約手続をする準備が整っているのかなというふうに、私は、勝手な解釈かもしれませんが、そういうふうに考えました。

そこで、2点ばかりちょっと教えてください。今回、このICT事業のほうは、補正予算の計上をされておりますが、ICT事業のことと土地の購入のこと、同じ仕事、事業として考えますと、ICT事業のほうの関係当事者が多いと思えます。土地購入の契約をして賃借料の減額補正をするほうが大変な作業だったのでしょうか、それがまず1つ。

それと、今回補正に計上されていないということは、まだ契約していないのか。だとするといつごろ契約する予定なのか、その2点をお聞かせください。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長 それでは、私のほうからは、財政担当課としての答弁とさせていただきます。

予算につきまして、新年度が開始されて予算執行が始まって間もないところでございます。現時点ですが、この時期に予算を動かすということは、できるだけ避けたいと考えております。その理由としましては、当初予算を固めた段階において、予算執行を十分できる可能性のあるものをしておりまして、原則と

して予算を動かすのは、9月補正以降が望ましいという財政担当としての考えがございまして、補正予算は、できるだけそのような対応とさせていただいておるところです。

以上です。

○小泉初男議長 教育次長。

○小泉 智教育次長 土地の購入の関係のほうのこととありますが、この購入手続に当たりましては、税務署と協議が必要でございまして、そのやりとり等ございまして、つい最近結果が郵送で届いたところとございます。したがって、6月1日あたりに契約ができるのではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。よろしいですか。

他に質疑ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 1番、向井芳文です。質問は5つほどあるのですけれども、まず、この事業に関しての、こちらのICT機器の種類をまず教えていただきたい。

それから、このアプリとありますけれども、アプリの内容。また、その機器を使用するに当たって、そのアプリのみが全体としての機能自体がもうアプリのみになるのか、それとも普通のICT機器と同じように、その中にアプリが組み込まれていて使う形になるのか。

また、100台ということで、前回議会のときの質問では、この100台の回答です。では、100台を分けるわけではなく、どちらでも使えるようにすると。中学校で100台使うときもあれば小学校で100台使うときもあるという形にするという答弁をいただいていたのですが、そちらが変わりがないものかどうかということ。また、それに伴うのですけれども、機能制限をどのように設ける予定か。または、もうそういうふうに決定されているかです。

それから最後に、こちらICTの整備事業、これは子供たちにこれからの世の中に羽ばたく中で、確実に今もう重要となっているインターネットコミュニケーションテクノロジー、これをしっかり身につけていくということも含めた教育だと思っております。その一方で、特に小学生でも今でございます、中学生等、日ごろのSNS等を使ったやりとりをしている子としていない子がいる中で、学校のほうでもインターネットに関するSNS等利用のいろんな指導をしております。これとの整合性というか関連をどう捉えているか。例えば、日ごろ行っているライン等、これに関しては、できる限り中学生のうちはトラブルにつながるからやらないほうがいいという考えであるのか。または、やる上でやり方を教えていくという、そういった捉え方であるのか、そのあたりをお願いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

○小泉 智教育次長 まず、機種の種類でございますが、iPad Air 2を予定しております。

それから、アプリにつきましては、ロイロノートでございます。

それから、3番を飛ばしまして4番でございますが、機能制限につきましては、まだ詰めてございません。

以上でございます。

○小泉初男議長 教育長。

○久保忠太郎教育長 それでは、3番、5番についてお答えをさせていただきたいと思います。

基本的には、まず学校がこれは責任を持っていただくように考えております。やはりゼロに掛けては、ゼロ、要するに何もやらない場合は、何をかけても掛け算はゼロでございます。しかしながら、こういう形で何らかの形で子供たちに触れさせて、0.1でも1でもいいと思います。掛け算の努力は本人だと思えます。そういう意味で、学校においては、この形を今回はいろんな意味で0.1を教える、あるいは1になるかもしれませんが、掛け算をするための前段階をつくりたいというふうに思っておるところでございます。そういう中では、これから学校と詰めていくところはございますが、先ほど申し上げました100台については、学校には今そういう話をしてございますので、今後小中で連携していくと思えます。

また、これは使い方でございますので、要するに先ほど申し上げましたように、とにかく新たな分野の挑戦でございますので、掛け算をするためのその掛け算は、いいほうです、当然。努力のほうは。そういう意味の形で進めさせていただきたいと思っています。また、これを機会に、今回文教大学の今田教授にもいろいろまた学校等もご指導いただいておりますので、そういうものを有効に使わせていただきたいと思います。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ご答弁ありがとうございました。大変心強いお言葉をいただいたので、安心しました。その中で、まだわかっていないということでございますが、100台をどのようにするのかという中で、まだわかっていないということは、所在もまだ確定していないということでよろしいのかどうかということが1点。その置く場所です。それをどこに置くのかということに関しても、例えば学校にそれぞれ置くということの中でどういう区分けをするかを考え中なのか。または、完全に機械、かなりこれはセキュリティー的にもいろいろと大変な部分があると思えますので、例えば所在は教育委員会の場に、役場の前に置くのか。効率が悪いことにはなるのですけれども、そのあたりが1点目。

あと、今大変心強いお言葉をいただいたのですけれども、前向きにということ、これは子供たちにどんどんチャレンジをさせていくと。例えばライン等も、これはかなりのマイナス要素もありますけれども、ただこれからの世の中では、これをプラスに使っていく力がなければいけない。これは、先ほどの掛け算の中では、0.1を掛けた場合には数字は低くなります。でも、それが1、2になっていくかもしれないというところの可能性を引き出していくということのご答弁だったと思うのですけれども、今後これに関しましては、ライン等も含め、これは教育全般に関することなのですけれども、子供たちがどんどんチャレンジをする環境をつくっていただきまして、たとえマイナス要素があろうとも、子供たちが自分たちで対処していくという力があれば、それはクリアしていけることでございますので、私としては、ライン等も含めてやるという前提の中で指導していくと。どういうふうにインターネットとつき合っていくかという、このSNSとつき合っていくかということで、どんどん進めていっていただきたいというふうに思っております。それに対して、それと同じような形で考えていただいているということでよろしいでしょうか。その2点をお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○久保忠太郎教育長 保管場所ですが、まず有効的に活用できるような形を考えたいと思います。

それと、先ほどの件ですけれども、生徒指導のこと等いろいろありますので、ケース・バイ・ケースを含めまして、前向きに考えさせていただくということで、進めさせていただきたいと思います。

以上です。

○小泉初男議長 町長。

○富田能成町長 私のほうからはセキュリティーの面です。子供たちにというところは、ちょっと微妙なところもあって、例えばラインとかは使えるようになればいいのはわかるのですが、持っている人と持っていない人の格差もあったりということですので、一律というのは、なかなか難しいです。このICTの利用に関しては、利用時間を限られて、皆が公平な中で使っていくところがみそでして、それ以外の、子供たちが自分で携帯持っている子と持っていない子がどうするかということ、ちょっと難しい問題ですので、それはそれでセキュリティー面、それから指導面考えてつくっていく必要があるのだなというふうに思います。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ、質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

3番、阿左美健司議員。

〔3番 阿左美健司議員登壇〕

○3番 阿左美健司議員 3番、阿左美健司です。反対の立場から討論させていただきます。

3月議会で平成29年度予算が可決し、はや2カ月が経過いたしました。そのときまだ不確定要素が大きかった小中学校のICT事業は、今回の補正予算案に計上されております。今答弁の中で、予算を動かしたくないということをお願いしましたが、しかし同じく3月議会の予算審議において、グラウンドの土地購入についての説明で、土地の賃借費についても、補正で月割で減額補正で対応していくと答弁をいただきました。そのとき、速やかに今回の補正に計上されるのだろうと思いましたが、こちらの土地の賃借費の減額については、補正が計上されておられません。これをこのままにいたしますと、先ほどの答弁でも6月ごろ契約予定ということですが、月割の賃借費とはいえ、町の財政にダメージを少なからず与えることとなります。細かいことかもしれませんが、決まったことをすぐできることは、速やかに実行に移していただきたいと思っております。

今回補正に上っているICTの活用に関しては、私の意見とする考えとすると、どんどん進めていただきたいと思いますが、今回は、減額の補正が入っていないので、反対とさせていただきます。議員の皆様、ご賛同をよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 他に討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ討論を終結いたします。

採決いたします。

日程第14、議案第35号 平成29年度横瀬町一般会計補正予算（第1号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○小泉初男議長 起立多数です。

よって、議案第35号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○小泉初男議長 ここで、字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第44条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。



◎閉会の宣告

○小泉初男議長 以上で本臨時会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

これで会議を閉じます。

平成29年第2回横瀬町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午後 零時45分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 前 議 長 小 泉 初 男

前 副 議 長 若 林 想 一 郎

署 名 議 員 若 林 清 平

署 名 議 員 関 根 修

署 名 議 員 向 井 芳 文